

設 計 内 訳 書

名 称	内 訳	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費		1	式			
直接物品費		1	式			
直接業務費 計						
業務管理費		1	式			
業務原価 計						
一般管理費等		1	式			
業務価格 計						
消費税等相当額	10%	1	式			
委託費 計						

年間工数表 1 (雄勝地域振興局庁舎)

区分、設備名	内 訳	設備概要	数量	点検整備項目、回数		保全技師Ⅱ				保全技師補				保全技術員				保全技術員補				備 考	
						数量	歩掛	回数	計	数量	歩掛	回数	計	数量	歩掛	回数	計	数量	歩掛	回数	計		
雄勝地域振興局庁舎	1. 吸収式冷温水発生機	直だき吸収冷温水発生機 (冷房・暖房用)	二重効用吸収式 686kw未満	2 基	シーズンイン点検：1回	冷房用																	令和7年度に、冷房運転終了後に冷暖房施設更新工事があるため、冷房から暖房への切り替え作業が不要となります。
	2. 冷却塔	冷却塔	開放形 1,758Kw以下	2 基	シーズンイン点検：1回	冷房用																	令和7年度に、冷房運転終了後に冷暖房施設更新工事があるため、冷房から暖房への切り替え作業が不要となります。
	3. ファンコイルユニット		床置形	53 台	シーズンイン点検：2回 (冷房、暖房)																		
			天井埋込形	28 台																			
	4. 空調用ポンプ	冷却水ポンプ		1 1 k w	1 台	1Y点検：1回																	
		冷温水ポンプ		3. 7 k w	3 台	0																	
		給水ポンプ			1 台	1Y点検：1回																	
		オイルポンプ			2 台	1Y点検：1回																	
	歩掛合計																						

・歩掛は建築保全業務積算基準（令和5年版）(国交省営繕部)による。

雄勝地域振興局庁舎冷暖房設備保守点検業務委託特記仕様書

契約期間 契約締結日～令和7年11月28日

1 設備及び業務内容

<ul style="list-style-type: none">・直だき吸収冷温水機(160RT) 2基 矢崎総業(株) CH-V160UBB 冷凍能力:483,840kcal/h 加熱能力:492,140kcal/h 燃料:灯油・暖房から冷房への切り替え・冷房切替時の点検
<ul style="list-style-type: none">・冷却塔点検 (株)荏原シンワ MXW-Z165ASS 冷却能力:877,608kcal/h 開放型・1回(冷房前)・冷却塔清掃水張り
<ul style="list-style-type: none">・冷却水ポンプ点検・1回(冷房前)
<ul style="list-style-type: none">・冷温水ポンプ点検(7.5kw以下)・1回(冷房前)
<ul style="list-style-type: none">・オイルポンプ点検・1回(冷房前)
<ul style="list-style-type: none">・加圧ポンプ点検・1回(冷房前)
<ul style="list-style-type: none">・ファンコイルユニットフィルター清掃及びロスナイフィルター清掃・1回・ファンコイルフィルター(81箇所(床置き53箇所、天井28箇所))・ロスナイフィルター(65箇所(天井))
<ul style="list-style-type: none">・中央監視盤の切替 山武ハネウエル(株)savic-net10・各室の温度設定変更・毎月の始動・停止・プログラム設定

「保守」とは、点検の結果に基づき、設備の機能回復又は危険防止のために行う軽微な作業をいい、保守の範囲は次のとおりとする。

- 2(1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部(ファンコイルユニットフィルター含む)の清掃
- (2) 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
- ① 潤滑油、グリス、充填油等
 - ② パッキン、ガスケット、Oリング類
 - ③ ランプ類、ヒューズ類
 - ④ 精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗装(タッチペイント)
- (8) その他これらに類する軽微な作業
- ※保守に必要な消耗部品(ランプ類、ヒューズ類は除く)、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

「点検」とは、設備の損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査し、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいい、点検の範囲は次のとおりとする。

- 3(1) 建築保全業務共通仕様書中の該当設備に示すシーズンイン点検の項目
- (2) 上記(1)の点検結果の報告
- (3) 次に示す部分は、施設管理担当者との協議により点検を省略することができる。
- ① 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
 - ② 配管又は配線のための室、屋上、その他容易に出入りできない場所にあるもの
 - ③ 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
 - ④ ロッカー、家具等があり、点検不可能なもの
- ※点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

4(1) 庁舎内の居室等については、受注者の申出に基づき、発注者が承諾した場合利用できるものとする。

5(2) 庁舎の駐車場は、利用することができるものとする。